

ソフィアンズカード 年会費のご案内

(税込)

	ゴールドカード	一般カード
本人会員	11,000円	1,375円
家族会員	1名無料 2人目から1名につき1,100円	1名につき440円

※本カードの年会費は上記の通りです。個人会員規約・規定集の「割賦販売法第30条に定める情報提供書面」掲載の年会費は適用されません。

2025年12月9日改定

ソフィアンズカード会員特約

第1条(名称)

本カードは、上智大学ソフィア会(以下「ソフィア会」という。)と三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という。)が提携して発行するもので、ソフィアンズカードと称します。

第2条(入会方法・会員資格)

- 申込者は、ソフィア会および三菱UFJニコス(以下あわせて「両者」という。)が定める本特約ならびに三菱UFJニコスが定める個人会員規約(以下「個人会員規約」という。)を承認のうえ、両者に入会を申込むものとします。
- 両者が本カードの本人会員または家族会員として入会を認めた方を会員といい、会員は、本特約に基づく資格(以下「ソフィアンズカード会員資格」という。)と個人会員規約に定める会員資格(以下「三菱UFJニコス会員資格」という。)を有するものとします。
- 三菱UFJニコスは、会員に対し本カードを貸与します。

第3条(特典およびサービスの利用)

- 会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。なお、これらの提供に関して会員と三菱UFJニコスとの間に生じる紛議に対し、ソフィア会は一切の責任を負いません。
- 会員はソフィア会が定める本カードに付帯する特典およびサービスを受ける場合、ソフィア会所定の方法でその提供を受けるものとします。なお、これらの提供に関して、会員とソフィア会の間に生じる紛議に対して、三菱UFJニコスは一切の責任を負いません。

第4条(会員資格の喪失)

- ソフィア会は、会員が次の事項のいずれかに該当し、ソフィアンズカード会員資格を有する者として不適格であると判断した場合は、何らの催告を要せずソフィアンズカード会員資格を喪失させることができるものとします。
 - 会員がソフィア会会員であって、ソフィア会の定める会員資格を喪失した場合。

- (2)会員がソフィア会の提供する本カードに付帯する会員向け特典・サービスを受けるにあたり、不正な行為があった場合。
- 2.前項により会員がソフィアンズカード会員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは、当該会員の三菱UFJニコス会員資格を喪失させることができるものとします。
- 3.会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合は、ソフィアンズカード会員資格も喪失するものとします。
- 4.両者が本カードの返還を求めた場合、会員は返還を求められた本カードすべてを、直ちに三菱UFJニコスへ返還するものとします。

第5条(個人情報提供・利用に関する同意)

本条は、個人情報の取扱いに関する同意条項(以下「同意条項」という。)の特約として定めるものであり、会員または申込者は両者が、以下の個人情報を以下の目的で相互に提供し、利用することを承認します。なお、両者は個人情報の提供、利用にあたっては、個人情報保護のため適切な措置を講じるものとします。

- 1.三菱UFJニコスがソフィア会に提供する個人情報とソフィア会における利用目的

(1)提供する個人情報

- イ.入会申込書および入会後の届出書などに記載された、あるいは申告いただいた事項
ロ.入会審査の結果および三菱UFJニコス会員資格喪失の事実(理由を除く)
ハ.本カード会員番号と有効期限
二.本カードの利用情報(信用情報を除く)

(2)利用目的

- イ.ソフィア会所定の本カードに付帯するサービスの提供
ロ.ソフィア会会員管理

- 2.ソフィア会が三菱UFJニコスに提供する個人情報と三菱UFJニコスにおける利用目的

(1)提供する個人情報

- イ.属性情報(住所・氏名・電話番号・勤務先等)の変更情報
ロ.ソフィア会の会員たる資格喪失の事実
ハ.ソフィア会会員番号

(2)利用目的

- イ.三菱UFJニコス会員管理

第6条(適用)

本特約に定めのない事項については、個人会員規約または同意条項が適用され、個人会員規約または同意条項との間で抵触がある場合には、本特約が優先されるものとします。